

議 第 2 4 号 議 案

新型コロナウイルス感染症「第7波」から国民のいのちを守るための意見書の
提出について

新型コロナウイルス感染症「第7波」から国民のいのちを守るための意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年9月22日提出

富士見市議会議長 斉藤隆浩様

提出者 富士見市議会議員 川畑勝弘

賛成者 同 根岸操

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症「第7波」から国民のいのちを守るための意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

新型コロナウイルス感染症「第7波」から国民のいのちを守るための意見書

感染力の強いBA5系統による感染急拡大「第7波」で、都道府県の新型コロナウイルス感染者は過去最多を更新する日が続き、発熱外来はパンク状態となっている。抗原検査で陽性になっても受診できず、自宅療養が何十万人にのぼるなど、国民の命が危機にさらされている。緊急搬送困難事例が過去最多、死者数も1万人超という最悪の事態となった「第6波」の真摯な反省の上に、直ちに抜本的な対策が求められている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、国民の命を守るために、医療、検査、保健所など、以下6項目の対策強化を緊急に実施することを強く要望する。

記

- (1) 発熱外来の体制強化、高齢者施設等での頻回検査、無料PCR検査の強化すること。
- (2) 医療機関の全体的な強化と財政支援、診療報酬の段階的削減の中止、2022年10月以降の病床確保、臨時的医療施設の確保、医師や看護師の確保と派遣の強化をすること。
- (3) 保健所の抜本的機能強化への支援を強化すること。
- (4) 必要とする人への速やかなワクチン接種の体制を強化すること。
- (5) 空港検疫を抜本的に強化し、まともな水際対策を行うこと。
- (6) BA5系統への対策を早急にまとめ国民に発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様
内閣官房長官 松 野 博 一 様